

関税法施行令等の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）	3
○ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）（第三条関係）	19
○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第四条関係）	20
○ 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）（第五条関係）	34

改 正 案	現 行
<p>（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）</p> <p>第六十一条 法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連</p>	<p>（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）</p> <p>第六十一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連</p>

携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この号において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定をいう。以下この号において同じ。

（）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合  
次に掲げる書類

イゝハ（省 略）

2  
ゝ  
8（省 略）

携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この号において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）をいう。以下この号において同じ。

（）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合  
次に掲げる書類

イゝハ 同 上

2  
ゝ  
8 同 上

改 正 案	現 行
<p>（経済連携協定）</p> <p>第十条の二 法第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十六 （省 略）</p> <p>十七 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「<u>欧州連合協定</u>」という。）</p>	<p>（経済連携協定）</p> <p>第十条の二 同 上</p> <p>一 一十六 同 上</p>
<p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 法第七条の三第一項ただし書に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p> <p>一 環太平洋包括的及び先進的協定</p> <p>二 欧州連合協定</p>	<p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四</p> <p>法第七条の三第一項ただし書及び同条第六項において準用する同条第四項に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p>
<p>3 法第七条の五第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に</p>	<p>2 法第七条の五第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に</p>

規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

- 一 環太平洋包括的及び先進的協定
- 二 欧州連合協定

4 法第七条の六第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

- 一 環太平洋包括的及び先進的協定
- 二 欧州連合協定

5 法第七条の六第二項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

- 一 環太平洋包括的及び先進的協定
- 二 欧州連合協定

6 法第七条の六第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規

規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

3 法第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規

定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成三十年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十九年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を平成三十年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する

定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項、第四項及び第五項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成三十年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十九年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を平成三十年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する

輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計に計上された同項ただし書に規定する各年の数量（同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）とする。ただし、同条第一項ただし書の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同表に掲げる物品については当該数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同表に掲げる物品の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量とする。

### 3 5 (省 略)

#### (国内消費量の算出方法)

第十六条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する国内消費量は、前条に規定する統計の数量及び当該数量に合理的と認められる調整を加えて得た数量を基礎として算出するものとする。

#### (生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

### 第十八条 (省 略)

2 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における輸入数量は、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の貿易統計に計上された月ごとの数量を順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、同項第一号の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉については、当該数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同

輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計に計上された同項に規定する各年ごとの数量（同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）とする。ただし、これにより難い物品がある場合における当該物品に係る輸入数量については、当該物品に係る同条第四項に規定する各年ごとの輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第九條第一項（輸入割当て）の規定による輸入割当て（第十六条において単に「輸入割当て」という。）の実績その他の輸入に関する数量に合理的と認められる調整を加えて得た数量とする。

### 3 5 同 上

#### (国内消費量の算出方法)

第十六条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する国内消費量は、前条に規定する統計の数量及び当該数量に輸入割当ての実績その他の事項を勘案して合理的と認められる調整を加えて得た数量を基礎として算出するものとする。

#### (生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

### 第十八条 同 上

2 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量（次項において「統計計上数量」という。）を順次加算する方法により算出した数量とする。

項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の貿易統計に計上される数量（以下この項及び次項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。

3 前二項の場合において、第十条の四第三項に規定する日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

（豚肉等の輸入数量等の算出方法）

第十九条（省 略）

2 法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度の前年度までの過去三年度又は当該年度の初日の属する年の前年までの過去三年における輸入数量は、同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等の貿易統計に計上された月ごとの数量（当該生きている豚にあつては、当該豚に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を順次加算する方法により算出した数量又は貿易統計に計上された年ごとの数量とする。ただし、同条第一項第一号の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同項又は同条第二項に規定する生きている豚又は豚肉等についてこれらの数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等の貿易統計に計上される数量（以下この項及び第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量

3 前二項の場合において、第十条の四第二項に規定する日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

（豚肉等の輸入数量等の算出方法）

第十九条 同 上

2 法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度の前年度までの過去三年度又は当該年度の初日の属する年の前年までの過去三年における輸入数量は、貿易統計に計上される数量（当該生きている豚にあつては、当該豚に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項及び第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量又は貿易統計に計上された年ごとの数量とする。



が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量又は統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した数量とする。

3 (省 略)

4 前三項の場合において、第十条の四第四項及び第五項に規定する日の属する月における法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度(以下「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」という。)の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十三の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が基準価格(関税率法別表(以下「関税率表」という。)(第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三

3 同 上

4 前三項の場合において、第十条の四第三項に規定する日の属する月における法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度(以下「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」という。)の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十三の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が基準価格(関税率法別表(以下「関税率表」という。)(第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三

・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。以下この条並びに別表第一の三十六の項及び四十三の項において同じ。) 以上のものに限るものとし、欧州連合協定の効力発生の日の属する年度(以下「欧州連合協定発効年度」という。)の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の三十八の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限る。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間)

第十九条の四 (省 略)

2 (省 略)

3 前二項の規定は、別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下「欧州連合協定適用牛肉」という。)に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この項及び次項第四号において「欧州連合協定適用牛肉」という。)の輸入数量」と、同項第二号及び第三号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「欧州連合協定発効年度」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と読み替えるものとする。

4 別表第一の二十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この項及び第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進

・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十六の項において同じ。) 以上のものに限る。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間)

第十九条の四 同 上

2 同 上

3 同 上

的協定適用ホエイ」という。)に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、その年度における環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイの輸入数量が環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイに係る当該年度における同項に規定する輸入基準数量を超えることとなつた月の翌々月の初日から当該年度の末日までの期間(当該期間において環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイが同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受けている期間を除く。)とする。

5 前項の規定は、別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(第十九条の七第三号において「欧州連合協定適用ホエイ」という。)に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。

(法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率)

第十九条の六 法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める税率とする。

一・二 (省略)

三 欧州連合協定 欧州連合協定に定められた税率

(法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品)

第十九条の七 法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める物品とする。

一・二 (省略)

三 欧州連合協定 欧州連合協定適用牛肉又は欧州連合協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が欧州連合協定の規定に基づき欧州

(法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率)

第十九条の六 同上

一・二 同上

(法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品)

第十九条の七 同上

一・二 同上

連合協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉又は欧州連合協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

2 (省 略)

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで、三十六の項、三十八の項、三十九の項及び四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と読み替えるものとし、同表の三十八の項及び三十九の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「と欧州連合を原産地と

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉又は環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

2 同 上

するものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日  
前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と読み替え  
るものとする。

（法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日  
）  
第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象  
物品は、別表第一の二十六の項又は四十二の項の中欄に掲げる経済  
連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項  
の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は  
、その年度の十二月一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同  
条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）  
第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象  
物品は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉又は欧州連合協定  
適用牛肉とする。

2 (省 略)

3 前項の規定にかかわらず、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛  
肉については、環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から  
起算して十年を経過した日から環太平洋包括的及び先進的協定発効  
年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間は、法第七条  
の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条の八	財務大臣	税関長
第四項	毎月末	毎旬の末日
	の輸入数量	の輸入数量（以下この項

（法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日  
）  
第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象  
物品は、別表第一の二十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定  
に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品  
とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月  
一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同  
条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）  
第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象  
物品は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉とする。

2 同 上

3 前項の規定にかかわらず、環太平洋包括的及び先進的協定発効年  
度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋包括的及び先  
進的協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間  
においては、法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次  
の表のとおりとする。

同 上

4 | 前項の規定は、欧州連合協定適用牛肉について準用する。この場合において、同項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは、「欧州連合協定発効年度」と読み替えるものとする。

	<p>当該輸入数量</p>	<p>当該第一輸入数量又は第二輸入数量</p>		<p>翌月末日</p>	<p>において「第一輸入数量」という。） 同日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日をいう。以下この項において同じ。）の日は、算入しない。）を経過した日までに、当該年度の各四半期の初日から当該四半期の毎旬の末日までの修正対象物品の輸入数量（以下この項において「第二輸入数量」という。）を同日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日</p>
--	---------------	-------------------------	--	-------------	---

(法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率)

第十九条の十一 法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる経済連携協定に依じ、当該各号に定める税率とする。

一 環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた税率

二 欧州連合協定に定められた税率

(加工又は修繕の指定)

第三十一条の二 法第八条の七に規定する政令で定める加工又は修繕は、次の各号に掲げる経済連携協定に依じ、当該各号に定める加工又は修繕とする。

一 環太平洋包括的及び先進的協定第二章(内国民待遇及び物品の市場アクセス)第B節(内国民待遇及び物品の市場アクセス)第二・六条3(a)又は(b)(修理及び変更の後に再輸入される産品)に規定する作業又は工程

二 欧州連合協定 欧州連合協定第二章(物品の貿易)第B節(内国民待遇及び物品の市場アクセス)第二・九条4(a)から(c)まで(修理及び変更の後に再輸入される産品)に規定する作業又は工程

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 (省 略)

2 法第九条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一・二 (省 略)

三 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエ

(法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率)

第十九条の十一 法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率は、環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた税率とする。

(加工又は修繕の指定)

第三十一条の二 法第八条の七に規定する政令で定める加工又は修繕は、環太平洋包括的及び先進的協定第二章(内国民待遇及び物品の市場アクセス)第B節(内国民待遇及び物品の市場アクセス)第二・六条3(a)又は(b)(修理及び変更の後に再輸入される産品)に規定する作業又は工程とする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 同 上

2 同 上

一・二 同 上

三 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエ

イ（いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当飼料用ホエイを除く。）並びに関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。）のうち、砂糖を加えたもの及び関税割当調製粉乳用ホエイ以外のものであつて、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの

四〇十（省 略）

別表第一（第十九条の二関係）

項名	経済連携協定	品名
一 ～ 二十 三	(省 略)	(省 略)
二十 四	環太平洋包括的及び先進的協定	その他のホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち、機構輸入品、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定める数量以内のもの、関税割当調製粉乳用ホエイ、法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるもの及び法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けるもの

イ（いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当飼料用ホエイを除く。）並びに関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。）のうち、砂糖を加えたもの及び関税割当調製粉乳用ホエイ以外のものであつて、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの

四〇十 同 上

別表第一（第十九条の二関係）

項名	経済連携協定	品名
一 ～ 二十 三	同上	同上
二十 四	同上	その他のホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち、機構輸入品、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定める数量以内のもの、関税割当調製粉乳用ホエイ、法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるもの及び法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けるもの



	二十 五 ～ 二十 九	三十	三十 一
	(省 略)	環太平洋包括的 及び先進的協定	環太平洋包括的 及び先進的協定
<p>の(第三十二条第二項第二号に掲げる物品に限る。)以外のものをいう。以下この表において同じ。)のうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの</p>	(省 略)	<p>関税率表第四四一・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの(マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)</p>	<p>関税率表第四四一・三一号に掲げる物品(少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるものにあつては、同号の二の(二)に掲げるものうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメラチ、ライトレッドメラチ、ホワイトワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー(スウイエテナ属のもの)、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの以外のもので、厚さが六</p>

	二十 五 ～ 二十 九	三十	三十 一
	同 上	同 上	同 上
<p>の(第三十二条第二項第二号に掲げる物品に限る。)以外のものをいう。次項において同じ。)のうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの</p>	同 上	<p>関税率表第四四一・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの(マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)</p>	<p>関税率表第四四一・三一号に掲げる物品(財務省令で定めるものにあつては、同号の二の(二)に掲げるものうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメラチ、ライトレッドメラチ、ホワイトワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー(スウイエテナ属のもの)、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの以外のもので、厚さが六ミリメートル以上十二ミリメ</p>

三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十
七	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十
欧州連合協定	欧州連合協定	環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋包括的及び先進的協定	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋包括的及び先進的協定
豚肉	〇二〇六・二九号の一に掲げる物品	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの(マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの(マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)	ミリメートル以上十二ミリメートル未満のものに限る。)並びに関税率表第四四一二・三三三号、第四四一二・三四号及び第四四一二・三九号の二の(二)に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの(ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)

三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	課税価格が基準価格未満の豚肉(環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるものに限る。)	課税価格が基準価格未満の豚肉(環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるものに限る。)	同上	同上	同上	同上	同上	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの(マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの(ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)	一トル未満のものに限る。)並びに関税率表第四四一二・三三三号、第四四一二・三四号及び第四四一二・三九号の二の(二)に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの(ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)

八	三十	四十	四十 一	四十 二	四十 三
	欧州連合協定	欧州連合協定	欧州連合協定	欧州連合協定	欧州連合協定
豚肉調製品	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%以上四十五%未満のもの	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち欧州連合協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの	

○ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （省 略）</p> <p>五 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス若しくは同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（次号及び第十三条第一項第四号において「建設工事」という。）又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節5(a)に掲げるサービスに係る役務をいう。</p> <p>六・七 （省 略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 同 上</p> <p>一～四 同 上</p> <p>五 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（次号及び第十三条第一項第四号において「建設工事」という。）に係る役務をいう。</p> <p>六・七 同 上</p>

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第二条 法第八条の六第一項の割当て（以下「<u>一項割当て</u>」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の三第一項ただし書に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により<u>一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品</u>について、農林水産大臣に申請書（以下「<u>関税割当申請書</u>」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 前項の関税割当申請書を提出する場合には、当該関税割当申請書に係る輸出国証明書（経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する法第八条の六第二項に規定する証明書をいう。以下同じ。）を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 ～ 9 （省 略）</p> <p>10 財務大臣は、別表第一の八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により<u>一項割当ての対象となる同項（三）、（六）及び（九）に掲げる物品</u>、同表の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により<u>一項割当ての対象となる同項（九）及び（二六）に掲げる物品並びに同表の十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（二）、（七）及び（一三）に掲げる物品</u>について、当該物品に係る経済連携協定の関税割当てに関する規定の実施に関して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必</p>	<p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第二条 法第八条の六第一項の割当て（以下「<u>一項割当て</u>」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により<u>一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品</u>について、農林水産大臣に申請書（以下「<u>関税割当申請書</u>」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 同 上</p> <p>3 前項の関税割当申請書を提出する場合には、当該関税割当申請書に係る輸出国証明書（経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。別表第一の九の項（二九）において同じ。）が発給する法第八条の六第二項に規定する証明書をいう。以下同じ。）を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 ～ 9 同 上</p> <p>10 財務大臣は、別表第一の八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により<u>一項割当ての対象となる同項（三）、（六）及び（九）に掲げる物品並びに同表の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（九）及び（二六）に掲げる物品</u>について、当該物品に係る経済連携協定の関税割当てに関する規定の実施に関して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。</p>
--	---

要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

11 別表第一の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一割当ての対象となる同項（九）に掲げる物品及び同表の十の項の中欄に掲げる経済連携協定の効力発生の日の属する年度の初日から起算して十七年を経過した日以後に当該経済連携協定の規定により一割当ての対象となる同項（五）に掲げる物品に係る第五項の規定の適用については、同項中「当該一定の数量」とあるのは、「当該一定の数量として農林水産省令で定める数量」とする。

別表第一（第一条、第二条関係）

項名	経済連携協定	品名
一～八	(省略)	(省略)
九	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）	(一)～(五) (省略) (六) 無機質濃縮ホエイ（関税率表第○四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもの、かつ、無機質を濃縮したホエイであって、関税割当制度に関する政令別表第○四〇四・一〇号の項で定める無機質を濃縮したホエイに係る数量以内のもの以外のもの、で、灰分の含有率が一一％以上のものをいう。以下同じ。）のうち環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づきオーストラリアからの産品とされるもの（以下「オース

11 別表第一の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一割当ての対象となる同項（九）に掲げる物品に係る第五項の規定の適用については、同項中「当該一定の数量」とあるのは、「当該一定の数量として農林水産省令で定める数量」とする。

別表第一（第一条、第二条関係）

項名	経済連携協定	品名
一～八	同上	同上
九	同上	(一)～(五) 同上 (六) 無機質濃縮ホエイ（関税率表第○四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもの、かつ、無機質を濃縮したホエイであって、関税割当制度に関する政令別表第○四〇四・一〇号の項で定める無機質を濃縮したホエイに係る数量以内のもの以外のもの、で、灰分の含有率が一一％以上のものをいう。以下同じ。）において同じ。

「ストラリア産品」という。）

(七)

無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト（関税率表第〇四〇四・一〇号の(一)に掲げる物品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条（配合飼料の指定）に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの並びに同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんばく質の含有率が5%未満のものをいう。次項（四）において同じ。）及び乳幼児用調製粉乳用ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品（機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措

以下「オーストラリア産品」という。）

(七)

無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト（関税率表第〇四〇四・一〇号の(一)に掲げる物品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条（配合飼料の指定）に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの並びに同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんばく質の含有率が5%未満のものをいう。及び乳幼児用調製粉乳用ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品（機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令第一条に規定す

置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のものを除く。)及び関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げる物品(関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものをいう。)のうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づきニュージーランドからの産品とされるもの(一)において「ニュージーランド産品」という。

る配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のものを除く。)及び関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げる物品(関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものをいう。)のうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づきニュージーランドからの産品とされるもの(一)において「ニュージーランド産品」という。



(八) (省略)

(九) 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品(乾燥固形分が全重量の四八%以下のもの(一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。)、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの並びにクリームチーズ(軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうち占める水分の割合及び全重量のうち占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格(CODEX STANDARD 二七五―一九七三)に定める最小含有率を超えるものに限る。次項(五)において同じ。)を除く。)のうちシュレッドチーズの原料として使用するもの

(一〇)・(一一) (省略)

(八) 同上

(九) 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品(乾燥固形分が全重量の四八%以下のもの(一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。)、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの並びにクリームチーズ(軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうち占める水分の割合及び全重量のうち占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格(CODEX STANDARD 二七五―一九七三)に定める最小含有率を超えるものに限る。)を除く。)のうちシュレッドチーズの原料として使用するもの

(一〇)・(一一) 同上

(二二) 煎っていない麦芽（関税率表第一一〇七・一〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、泥炭でくん蒸したものの以外のもをいう。以下同じ。）のうちオーストラリア産品

(二三) (省略)

(二四) 煎った麦芽（関税率表第一一〇七・二〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもをいう。以下同じ。）のうちオーストラリア産品

(二五) (省略)

(二六) 関税率表第一一〇八・一二号から第一一〇八・二〇号まで、第一九〇一・二〇号の(二)のDの(b)及び第一九〇一・九〇号の(二)のDの(b)に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・

(二二) 煎っていない麦芽（関税率表第一一〇七・一〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、泥炭でくん蒸したものの以外のもをいう。(二三)において同じ。)のうちオーストラリア産品

(二三) 同上

(二四) 煎った麦芽（関税率表第一一〇七・二〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもをいう。(二五)において同じ。)のうちオーストラリア産品

(二五) 同上

(二六) 関税率表第一一〇八・一二号から第一一〇八・二〇号まで、第一九〇一・二〇号の(二)のDの(b)及び第一九〇一・九〇号の(二)のDの(b)に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・

十	<p>経済上の連携に 関する日本国と 欧州連合との間 の協定</p>	<p>(二七) ～ (二八) (省略)</p> <p>(二九) 混合物及び練り生地等 (関税率表第一九〇一・二〇号の二の二)のAに掲げる物品、同号の二の三のAに掲げる物品 (小麦粉調製品に限る。) 及び同号の二の三のBに掲げる物品 (小売用の容器入りにしたもの (容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。) を除くものとし、小麦粉調製品に限る。) をいう。</p> <p>(三〇) ～ (三八) (省略)</p> <p>(二一) 関税率表第一九〇一・二〇号から第一九〇二・二九号までに掲げる物品 (関税割当制度に関する政令別表第一九〇二・一〇号、第一九〇二・二一号及び第一九〇二・二九号の項で定める数量以内のもの、同表第一九〇二・一〇号及び</p>	<p>二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項で定める数量以内のもの (以下「関税割当でん粉」という。) 以外のもの</p> <p>(二七) ～ (二八) (省略)</p> <p>(二九) 混合物及び練り生地等 (関税率表第一九〇一・二〇号の二の二)のAに掲げる物品、同号の二の三のAに掲げる物品 (小麦粉調製品に限る。) 及び同号の二の三のBに掲げる物品 (小売用の容器入りにしたもの (容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。) を除くものとし、小麦粉調製品に限る。) をいう。</p>
			<p>(二七) ～ (二八) 同上</p> <p>(二九) 混合物及び練り生地等 (関税率表第一九〇一・二〇号の二の二)のAに掲げる物品、同号の二の三のAに掲げる物品 (小麦粉調製品に限る。) 及び同号の二の三のBに掲げる物品 (小売用の容器入りにしたもの (容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。) を除くものとし、小麦粉調製品に限る。) をいう。のうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国からの産品とされるもの</p> <p>(三〇) ～ (三八) 同上</p>

第〇四〇二・二一号の項で定める数量以内のもの並びに飼料用のものを除く。）、関税率表第〇四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げる物品、関税率表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）並びに関税率表第〇四・〇五項に掲げる物品（同令別表第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のものに限る。）のうち、機構輸入品以外のもの

(二)

関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもので、チョコレート原料として使用するもの

(三)

関税率表第〇四〇二・九一号の一の(二)及び二に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇二・九一号の項で定める数量以内のもの以外のもので、常温（おおむね一度から三二度までをいう。）において液状であるもの

(四)

無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト及び乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる

物品（機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの）で関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のものを除く。）及び関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。）のうち、砂糖を加えたもの並びに同令別表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳

の製造に使用するものをいう。）

(五)

関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品（脂肪分が全重量の四五％未満のクリームチーズを除く。）  
関税率表第〇四〇六・二〇号の一、第〇四〇六・三〇号及び第〇四〇六・四〇号に掲げる物品並びに関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げる物品（ソフトチーズ）  
無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合が、ソフトチーズに指定するための基準としてコーデックスのチーズの一般規格（CODEX STANDARD 二八三―一九七八）7・1・1に定める基準を超えるものに限る。  
（に限る。）のうち、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

(六)

煎っていない麦芽及び煎った麦芽  
関税率表第一一〇八・一二号から第一一〇八・二〇号まで、第一

(七)

九〇一・二〇号の一の(□)のDの(b)及び第一九〇一・九〇号の一の(□)のDの(b)に掲げる物品のうち、関税割当でん粉以外のもの

(八)

関税率表第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一号及び第一七〇一・九九号に掲げる物品、関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品（分蜜糖に限る。）、同号の二に掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）、同号の五の(二)のAに掲げる物品並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）のうち、農林水産省令で定める基準及び条件を満たしていることを証明する製品の試験及び開発に関する農林水産大臣の証明書が添付されたもの

(九)

関税率表第一七〇一・一三号、第一七〇一・一四号の一の(二)、第一八〇六・一〇号の一、第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(b)、第二〇〇五・四〇号の一の(二)、第二〇〇五・五一号の一の(二)、第二〇〇五・九九号の一の(一)のB及び第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIに掲げる物品、同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの(I)に掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器とも）一個

の重量が五〇〇グラム以下のものに  
限る。 ) を除く。 ) 並びに同号  
の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの  
Ⅱに掲げる物品(砂糖を除く各成  
分のうち、ソルビトールの重量が  
最大のものに限る。 )

(一〇) 関税率表第一七〇二・三〇号  
の二、第一七〇二・四〇号の二、  
第一七〇二・六〇号の二及び第一  
七〇二・九〇号の五の(二)のBの(c)  
に掲げる物品

(一一) 関税率表第一七〇二・九〇号  
の二に掲げる物品(分蜜糖のもの  
を除く。 )、関税率表第一九〇一  
・二〇号の二の(三)のAの(b)に掲げ  
る物品(米粉調製品及び小麦粉調  
製品を除く。 )、関税率表第一九  
〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に  
掲げる物品(各成分のうち砂糖の  
重量が最大のもの以外のものに限  
るものとし、加圧容器入りにした  
ホイップドクリームを除く。 )、  
同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物  
品(米粉調製品及び小麦粉調製品  
を除く。 )、関税率表第二一〇一  
・一二号の一の(一)及び二の(二)のA  
の(b)並びに第二一〇一・二〇号の  
二の(二)のAの(b)に掲げる物品、関



税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイ及びハの(イ)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)並びに同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品

(一二) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

(一三) (一二)に掲げる物品で、チヨコレートの原料として使用するもの

(一四) 混合物及び練り生地等(関税率表第一九〇一・二〇号の二の(二)のAに掲げる物品、同号の二の(三)のAに掲げる物品(小麦粉調製品に限る。))及び同号の二の(三)のBに掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。))を除くものとし、小麦粉調製品に限る。)をいう。

(一五) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)

<p>(二六) 関税率表第一九〇一・九〇号  の二の(三)のAに掲げる物品及び同  号の二の(三)のBに掲げる物品(小  売用の容器入りにしたもの(容器  とももの一個の重量が五〇〇グラム  以下のものに限る。)を除く。)  のうち、小麦粉調製品</p> <p>(二七) 関税率表第一九〇二・一九号  の二に掲げる物品のうちうどん、  そうめん及びそば</p> <p>(二八) 関税率表第二一〇六・九〇号  の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの  Ⅱに掲げる物品(砂糖を除く各成  分のうち、ソルビトールの重量が  最大のものを除く。)</p> <p>(二九) 関税率表第二一〇六・九〇号  の二の(二)のEの(b)のイに掲げる物  品</p>

○ 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（経済連携協定）</p> <p>第二条 法第二条第一号（定義）の政令で定める経済連携協定は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （省 略）</p> <p>三 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定</p> <p>（情報提供に係る経済連携協定等）</p> <p>第四条 法第三条第一項（情報提供等）の政令で定める経済連携協定は、<u>第二条第一号及び第三号に掲げる経済連携協定とする。</u></p> <p>2 法第三条第一項の政令で定める期間は、<u>次の各号に掲げる経済連携協定の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</u>ただし、申告原産品に係る情報の提供の求めに<u>応ずる期間について個別に我が国と当該経済連携協定の締約国との間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。</u></p> <p>一 <u>第二条第一号に掲げる経済連携協定</u> 四十五日</p> <p>二 <u>第二条第三号に掲げる経済連携協定</u> 十月</p> <p>（保存書類）</p> <p>第六条 （省 略）</p> <p>2 第二条第二号及び第三号に掲げる経済連携協定に係る法第五条第一項に規定する政令で定める書類は、<u>前項第一号イ及びロに掲げる書類（その写しを含む。）とする。</u></p> <p>3 法第五条第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる経済連</p>	<p>（経済連携協定）</p> <p>第二条 同 上</p> <p>一・二 同 上</p> <p>（情報提供に係る経済連携協定等）</p> <p>第四条 法第三条第一項（情報提供等）の政令で定める経済連携協定は、<u>第二条第一号に掲げる経済連携協定とする。</u></p> <p>2 法第三条第一項の政令で定める期間は、<u>四十五日とする。</u>ただし、申告原産品に係る情報の提供の求めに<u>応ずる期間について個別に我が国と前項の経済連携協定の締約国との間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。</u></p> <p>（保存書類）</p> <p>第六条 同 上</p> <p>2 第二条第二号に掲げる経済連携協定に係る法第五条第一項に規定する政令で定める書類は、<u>前項第一号イ及びロに掲げる書類（その写しを含む。）とする。</u></p>

<p>携協定の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 第二条第一号及び第二号に掲げる経済連携協定 五年</p> <p>二 第二条第三号に掲げる経済連携協定 四年</p> <p>4   法第五条第二項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類  (その写しを含む。)とする。  一・二 (省 略)</p> <p>5   法第五条第二項の政令で定める期間は、五年とする。</p>	<p>3   法第五条第二項に規定する政令で定める書類(その写しを含む。  )は、次に掲げる書類とする。  一・二 同 上</p> <p>4   法第五条第一項及び第二項の政令で定める期間は、五年とする。</p>
---	--